

「特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しようとする場合の申請について」 Q & A

Q 1 今回の改正で申請手続きはどのように変わるのか。

A

今般、特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しようとする場合の申請手続きの簡素化及び明確化を図るため、規程の改正が行われました。

これにより、水産庁、経済産業省への申請に必要な書類が変わります。具体的には、

- ① 水産庁への申請（輸入確認書の申請）においては、「確認申請書」、「原料確認票」等、経済産業省への申請（輸入割当証明書の申請）においては、「水産庁が確認した書類」（輸入確認書）等が必要となります。
- ② 委託加工貿易に基づき輸入する際の添付書類について、同一の原料を加工して、複数回製品を輸入する場合、水産庁による原料確認票の発行を一度受けることで、次回以降、同一の原料の商流に係る添付資料の提出は不要となります。  
また、経済産業省への申請において、原料の商流に係る添付書類の提出は不要となります。

\* なお、水産庁と経済産業省への同時申請はできません。経済産業省への申請は、水産庁による確認を受けた後に行ってください。

\* 「水産庁が確認した書類」（輸入確認書）は、水産庁から事業者の皆様に対して直接発行されるものです。このため、事業者の皆様が当該書類を直接水産庁から受け取って頂き、その後、他の申請書類とともに、経済産業省貿易経済協力局貿易審査課農水産室まで直接お持ちいただくか、郵送によりご提出ください。

したがって、「水産庁が確認した書類」（輸入確認書）を水産庁から経済産業省へ直接転送する等のご希望は受けかねますのでご注意ください。

Q 2 委託加工貿易の場合、申請書類はどのように変わるのか。

A

水産庁による確認に必要な書類及び経済産業省への輸入割当申請に必要な書類は、今回の改正により、これまでの運用と一部変更が生じています。具体的には、

- ① 水産庁への申請においては、「確認申請書」、「原料確認票」、「第3国での当該原料の到着を証する書類」、「第3国での当該製品の出発を証する書類」、「加工証明書」
- ② 経済産業省への申請においては、「水産庁が確認した書類」（輸入確認書）が新たに必要となります。

しかし、経済産業省への申請においては、原料の商流に係る添付書類の提出は不要となります。

なお、申請手続きの詳細については、添付している案内及び水産庁長官通知・輸入注意事項をよく御確認いただき、御申請ください。

Q 3 申請から輸入割当証明書の取得に要する期間はどれくらいか。

A

水産庁では、「水産庁が確認した書類」（輸入確認書）の申請から発行までの期間を約2週間、経済産業省では、「輸入割当証明書」の申請から発行までの期間を約1週間と見込んでいます。なお、それぞれの審査については、申請件数等の諸事情により審査期間に若干の長短がみられる場合があることを予め御了承ください。

Q 4 別紙様式1の輸入確認書はどのように作成し、使用するのか。

A

「輸入確認書」は、「水産庁が確認した書類」として、経済産業省への輸入割当申請の際に必要な書類です。記載方法は記入要領や別添の記載例（水産庁HPに掲載）を御覧ください。

Q 5 別紙様式2の使用原料確認票はどのような目的及びメリットで導入されるのか。

A

使用原料確認票の導入は、委託加工貿易にかかる輸入確認書の発給手続簡素化のために行うものです。導入後は、水産庁加工流通課の審査で1度確認した原料について使用原料確認票を発行することで、以後、当該原料を使用した製品の輸入確認申請に際しての原料商流に係るエビデンスの省略が可能となります。これにより、同一の原料を加工して複数回輸入される場合の必要申請書類が簡素化されることになります。

Q 6 別紙様式2の使用原料確認票はどのように作成し、使用するのか。

A

委託加工貿易にかかる輸入確認書の申請時に使用原料確認票をあわせて提出いただくこととなります。記入については、別添の記載例（水産庁HPに掲載）を御覧ください。（初回申請時の一回のみエビデンスの添付が必要）

使用原料確認票裏面の原料使用履歴については、申請の都度、申請年月日、原料使用量及び原料在庫量等必要事項を記載の上、水産庁加工流通課の確認を受けてください。

Q 7 複数の原料を使用して加工した製品を輸入する場合、輸入確認書の申請を行うことができるのか。

A

複数の原料を使用した加工品を同じ船積みにて輸入する場合には、水産庁への申請は1枚の輸入確認申請書で申請をすることが可能ですが、各原料ごとに使用原料確認票を作成する必要があります。

Q 8 輸入確認書もしくは使用原料確認票を紛失した場合はどうすればよいか。

A

新たに原料の確認手続きを行う必要がありますので、その際は裏付けとなるエビデンス類についても再度提出が必要となります。

Q 9 輸入確認書もしくは使用原料確認票の様式はどのようにして入手することができるのか。

A

水産庁のホームページ上には、輸入確認書や原料確認票など水産庁の確認申請に必要な書類の様式を公開しておりますので、以下のURLにアクセスしてください。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/import/tokusyu.html>

また、特殊事由による貨物の輸入に関する情報が掲載されている経済産業省のホームページは以下のURLとなります。

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/yunyutetsuzukitokusyu.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/yunyutetsuzukitokusyu.htm)

Q 10 一度に複数の輸入確認書の申請がある場合、使用原料確認票の原料使用履歴欄への記入方法は、数行に分けて記入するのか、それとも申請トータルの数量を記入するのか。

A

申請を行う製品ごと（輸入確認書ごと）に数行に分けて記載してください。

Q 1 1 同一の原料を用いて加工した製品について、複数の輸入確認書の申請を同時期に行う場合は、使用原料確認票はコピーでも可能なのか否か。

A

同一の原料を用いて加工した製品について、複数の輸入確認書の申請を同時に行う場合、使用原料確認票が提出できないことが考えられます。

このような場合には、直近の確認状況が記載された使用原料確認票のコピーによる申請が可能ですので、コピーに必要事項を追記し、使用原料確認票が他の申請で使用していること等の理由を備考欄に付記して申請を行ってください。

コピーを使用した申請の場合、使用原料確認票の原本を入手次第、コピーに記載していた必要事項を原本に追記した上で、水産庁まで送付又はお持ちください。必要事項が追記された使用原料確認票が水産庁に届くまでは、審査が終了いたしませんので御注意ください。

Q 1 2 第3国に輸出した原料を途中で他の業者に販売した場合の使用原料確認票の記入について

A

第3国に輸出した原料の一部を、途中で他の業者に販売した場合は、使用原料確認票の備考欄に原料が販売されたことを販売数量とともに記載ください。また、この際、販売したことを証する書類を御提出ください。

Q 1 3 特殊輸入割当の対象のうち、「委託加工貿易によるもの」であって、外国産原料を使用した場合とは、どのような場合か。

A

外国産のIQ品目を一旦日本に輸入した後、これを原料として、無償の委託加工契約（加工賃等の原魚代を除く代金を支払う契約）に基づき、第3国に輸出し、加工後、日本に輸入する場合は、特殊輸入割当の対象となります。

なお、個別の事例については水産庁までお問い合わせ下さい。

Q 1 4 日本産原料を使用した貨物の申請において、当該原料が漁獲者又は生産者から第三国に輸出する者に至るまでの売買関係書類はどのようなものを提出するのか。

A

これは、売人買人双方の名称、売買年月日、売買品目及び売買数量が確認できる書類であり、加えて、日本産原料と外国産原料では提出書類が異なることから、

日本産原料であることが確認可能な書類を御提出ください。